# 避難指示区域の見直しに係る

# 説明資料

平成24年5月 復興庁

## (1) 避難指示区域の見直しに係る基本的考え方

### ①設定の基準

避難指示解除準備区域(20ミリシーベルト/年以下) 空間線量率が3.8マイクロシーベルト/時以下

居住制限区域(20ミリシーベルト/年超 50ミリシーベルト/年以下) 空間線量率が3.8マイクロシーベルト/時超 9.5マイクロシーベルト/時以下

帰還困難区域(50ミリシーベルト/年超) 空間線量率が9.5マイクロシーベルト/時超

#### ②使用データ

ア) 航空機モニタリング結果を3月31日時点に補正した線量データを用いる。

、航空機モニタリングは、山林などの人や車によるモニタリングでは測定しにくい場所も含 めて面的に一定範囲の平均線量を測ることが可能であり、区域見直しに適した測定方 、法であると考えられます。

イ) 航空機モニタリング結果のみでは判断ができない場合には、必要に応じて、他の データを参考に用いて検討する。

### ③区域見直しの単位

- ア)新たな避難指示区域は、行政区、大字又は小字単位で設定する。
- イ)複数の線量基準を満たす地域がある場合には、以下の方向で町と十分に協議の上、 決定する。
  - A)区域の大半を占める線量基準に合わせた単位で区域を設定する。一部の地域 がより高い線量基準に該当する場合には、除染等の対応で基準値以下とする ことを目指す。
  - B) 道路や川など物理的に確認できる目印を区域境界として用いる。

# (2)区域の運用

## 【避難指示解除準備区域】

避難指示解除準備区域は、引き続き、住民の避難が求められる地域。 区域内への立入り等、具体的な運用は次のとおり。

1. 区域内でできる活動	2. 区域内でできない活動	
①主要道路における通過交通 ②住民の一時帰宅 ③公益を目的とした立入り(除染、公的インフラの災害復旧、防災・防犯を目的とした立入り等) ④復旧・復興に不可欠な事業の再開(警察、消防、金融機関、ガソリンスタンド等) ⑤居住者を対象としない事業の再開(製造業等) ⑥営農・営林の再開(稲の作付け制限及び除染の状況を踏まえて対応) ⑦上記の諸活動に付随する事業の実施のための立入り(復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、廃棄物処理、自宅等の修繕工事等) ⑧その他市町村長が復旧・復興に不可欠だと認める事	①本区域内での宿泊 ②居住者を対象とする事業の再開(ただし、 1. ⑧に該当するものを除く) ※病院、福祉・介護施設、飲食業、小売業、サービス業などについては、施設の新築や補修、資機材の搬入、在庫管理など、事業再開に向けた準備作業のみ可能 ③本区域外からの集客を主とする事業の再開(宿泊業、観光業等) ④その他左欄以外の活動	
業の再開		

#### 【居住制限区域】

居住制限区域は、引き続き、住民の避難が求められる地域。

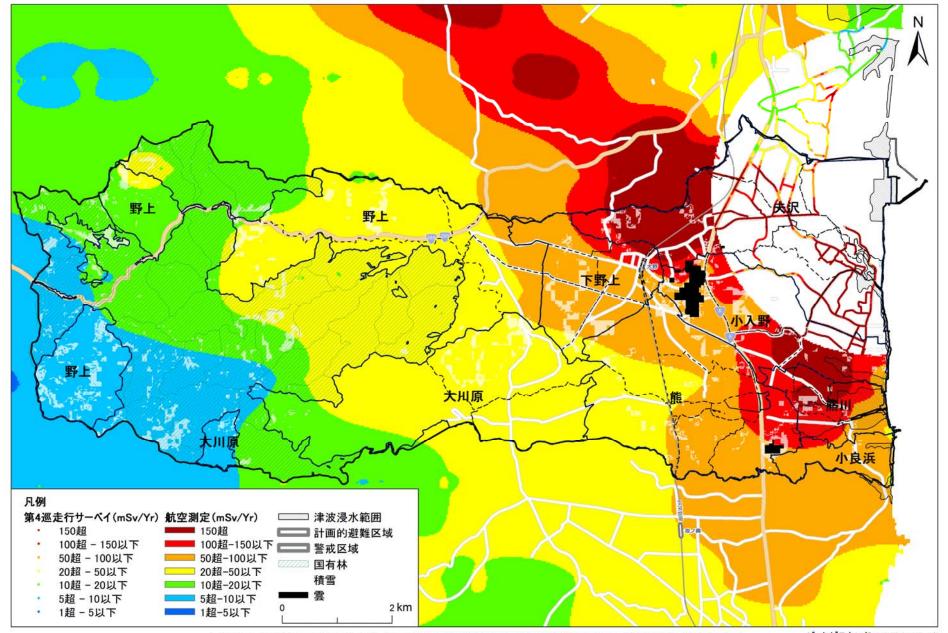
区域内への立入り等、具体的な運用は次のとおりであるが、年間積算線量が20ミシーベルトを超えるおそれがあることから、無用な被ばくを防ぐために、不要不急の立入りを控え、用事が終わったら速やかに区域から退出する。

1. 区域内でできる活動	2. 区域内でできない活動
①主要道路における通過交通	①本区域内での宿泊
②住民の一時帰宅	②その他左欄以外の活動
③公益を目的とした立入り(防災上不可欠な施設や	
基幹道路等の復旧等)	
④特例的に認められる事業の再開	

#### 【帰還困難区域】

帰還困難区域は、汚染レベルが非常に高いことから、区域境界において、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、住民に対して避難の徹底を求める地域。

従来と同様の一時立入りを実施する方針であるが、可能な限り住民の意向に配慮した 形で実施することを検討中。立入りの際は、スクリーニングを確実に実施し個人線量管理 や防護装備の着用を徹底する。



大熊町 2012年3月31日時点の線量分布(2月の航空機モニタリング結果を基に予測)